

秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者の
認定に関する要綱（案）

（令和 3 年 月 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、廃棄物の適正処理意識の高揚を図り、循環型社会の形成を推進するため、事業系廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用について他の模範となる本市内の事業所を分別・リサイクル優良事業所に、秦野市一般廃棄物収集運搬許可業者を優良収集運搬許可業者にそれぞれ認定することについて必要な事項を定める。

（分別・リサイクル優良事業所の認定対象）

第 2 条 この要綱による分別・リサイクル優良事業所の認定の対象とする事業所は、本市内の事業所であって、別表第 1 に掲げる要件を満たすものとする。

2 同一建物内において複数の店舗が廃棄物の処理を合同で行う事業所は、代表となる事業所を認定の対象とする。

3 同一の事業者が複数の事業所を有している場合は、各事業所を認定の対象とする。

（優良収集運搬許可業者の認定対象）

第 3 条 この要綱による優良収集運搬許可業者の認定の対象とする事業者は、本市の一般廃棄物収集運搬許可を得た事業者であって、別表第 2 に掲げる要件を満たすものとする。

（認定申請）

第 4 条 分別・リサイクル優良事業所の認定を受けようとする事業所は、分別・リサイクル優良事業所認定申請書（第 1 号様式）により、優良収集運搬許可業者の認定を受けようとする事業者は、優良収集運搬許可業者認定申請書（第 2 号様式）により申請するものとする。

（認定）

第 5 条 前条の規定による申請があったときは、その申請内容の確認、現地調査その他必要な審査を行い、認定することが適当と認めるときは、分別・リサイクル優良事業所・優良収集運搬許可業者認定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知し、及び認定看板を交付する。

（有効期間）

第 6 条 前条の規定による認定の有効期間は、その認定をした日から起算して 2 年間とする。

(認定の更新)

第7条 第5条の規定による認定を受けた事業所及び事業者（以下「認定事業所等」という。）は、認定の更新を希望するときは、有効期間の満了の日の1か月前までに更新の申請をするものとする。

2 前項の更新の手続については、第4条の規定を準用する。

(公表)

第8条 認定事業所等の名称その他の情報については、本市のホームページに掲載する等広く市民に知らせるよう努めるものとする。

(認定の取消し)

第9条 認定事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 事業系一般廃棄物の分別・リサイクル等の取組内容に継続性がないとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 重大な法令違反、市税等の滞納その他公序良俗に反する行為があるとき。
- (4) その他市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。

(認定の失効)

第10条 認定事業所等が廃業したとき及び廃業と同等の状態にあると認めるときは、その認定は失効するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

分別・リサイクル優良事業所認定基準

1. 必須項目

番号	項目	取組内容	可否
1	分別の徹底	(1) 廃棄物を品目別に保管し、異物の混入はない。	
		(2) 担当者が廃棄物の保管・廃棄状況を確認している。	
		(3) 分別のルールが従業員に周知されている。	
2	廃プラスチック類の適正処理の徹底	・廃プラスチック類を適切に分別し産業廃棄物として処理している。	
3	廃棄物の処理状況の把握	(1) 廃棄物を収集運搬業者に引き渡した後の処理方法を把握している。	
		(2) 収集運搬業者との打合せを定期的に行い、分別の徹底や新たな資源化の検討、発生量の把握などに努めている。	

2. 任意項目

番号	項目	取組内容（丸数字は配点）	採点
1	再資源化の推進	④ 食品廃棄物の飼料化やたい肥化等に積極的に取り組んでいる。	
		④ ダンボール以外の古紙類を積極的に資源化している。	
		④ ペットボトル、発泡スチロール及び白色トレイ以外の廃プラスチック類の資源化に積極的に取り組んでいる。	
		② その他の資源物のリサイクルに取り組んでいる。	
2	発生抑制の推進	④ 廃棄物の発生量の多い品目を選定し、減量に取り組んでいる。	
		④ 食品ロスの発生抑制のため次の取組みを実施している。 (需要予測や嗜好調査、小盛メニューの用意、食べ切りの声掛け、ドギーバッグの提供、量り売りの推進)	
		④ 材料の効率的利用や在庫管理により減量に取り組んでいる。	
		② 簡易包装の実施や通い箱の使用を積極的に行っている。	
3	廃プラスチック類の削減	③ プラスチックの代替となる素材を積極的に使用している。	
		③ ワンウェイプラスチックの使用を削減している。	
4	紙ごみの削減の推進	③ ペーパーレス化の推進に取り組んでいる。	
		③ OA用紙の使用量を把握し、裏紙利用などにより使用量の削減に取り組んでいる。	
5	資源等の回収の推進	③ 資源物や使用済みインク、電池などの店頭回収を行っている。	
※6	その他	・取引先やテナントにごみの減量や発生抑制の働きかけを行っている。	
		・食品の「てまえどり」をPOP広告などで消費者に周知している。	
		・マイバッグ、マイバスケットなどの持参を呼び掛けている。	
		・不要になった什器や事務用品は他部署などと譲り合っている。	
		・その他の取組み（ ）	
7	社会貢献活動の実施	③ 地域の清掃活動やイベントなどに参加している。	
合 計			

※必須項目の全てを満たし、任意項目の合計が30点以上の事業所を認定する。

※6「その他」は、取組内容が1項目以上2項目以下の場合は2点、3項目以上の場合には4点とする。

第1号様式（第4条関係）

分別・リサイクル優良事業所認定申請書

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛先)
秦野市長

(〒 _____)

住 所 _____

事業所名称 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者の認定に関する要綱第4条の規定により、次のとおり分別・リサイクル優良事業所の認定を申請します。なお、申請内容の審査に当たり、事業所への訪問調査を受け入れます。

現在、取組を行っている主な項目は、次のとおりです。

番号	取 組 内 容	○印
1	分別の徹底	
2	廃プラスチック類の適正処理の徹底	
3	廃棄物の引き渡し後の処理状況の把握	
4	再資源化の推進	
5	発生抑制の推進	
6	廃プラスチック類の削減	
7	紙ごみの削減の推進	
8	その他の取組内容 (_____)	

第2号様式（第4条関係）

優良収集運搬許可業者認定申請書

申請日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

(宛先)
秦野市長

(〒 _____)

住 所 _____

事業所名称 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者の認定に関する要綱第4条の規定により、次のとおり優良収集運搬許可業者の認定を申請します。
なお、申請内容の審査に当たり、収集状況等に関する調査を受け入れます。

現在、取組を行っている主な項目は、次のとおりです。

番号	取 組 内 容	○印
1	法令遵守（処分、督促、指導等を受けていない。）	
2	事業の継続性（契約事業所数： _____ 社）	
3	廃棄物の適正処理の徹底	
4	分別・リサイクル活動への積極的な取組	
5	廃棄物管理対策（排出事業者との保管方法の確認等）	
6	環境活動（環境負荷低減の取組、社会貢献活動等）	
7	その他の取組内容 (_____)	

第3号様式（第5条関係）

F No. . . ()
年 月 日

様

秦野市長

分別・リサイクル優良事業所・優良収集運搬許可業者認定通知書

分別・リサイクル優良事業所・優良収集運搬許可業者として認定しましたので、秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者の認定に関する要綱第5条の規定により通知します。

事業所又は事業者の名称	
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

事務担当は、
電話番号